

# 一般財団法人静岡市国際交流協会 評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡市国際交流協会（以下「この法人」という。）定款第8条の規定に基づき、この法人の評議員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

## (報酬等の種類)

第2条 評議員の報酬等は、日額報酬とする。

## (報酬の額)

第3条 評議員がこの法人の評議員会に出席したときは、別表に定める額の日額報酬を支給する。

2 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する者は無報酬とする。

- (1) 静岡市職員の給与に関する条例例（平成15年静岡市条例第50号）の適用を受ける静岡市職員
- (2) 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例例（平成15年静岡市条例第298号）の適用を受ける者
- (3) 本人の申し出があったとき

## (支給方法)

第4条 日額報酬は、その都度、現金又は振込で支給する。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

## (雑則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和2年6月25日から施行する。ただし、当法人設立後、この規程施行前の間に規定第2条の報酬が発生する行為を行った評議員に関しては、この規程を準用し、別表に記載の金額を支給することができる。

## 別表（第3条第1項関係）

評議員	日額報酬 11,000円
-----	--------------